

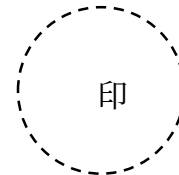
# 申立書

令和 年 月 日

大阪狭山市長 様

所有者 住所

氏名



このたび、私が建築しました下記建物は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

項目	内容
1 建物の所在	大阪狭山市
2 家屋番号	
3 入居予定年月日	
4 現在家屋の処分方法	1 現成家屋を売却する。 2 現成家屋を賃貸する。 3 現成家屋は（借家・借間・社宅・寄宿舍・寮・その他）である。 4 現成家屋には親族が居住する。 5 現在は親族と同居している。 6 その他（ ）
5 入居が登記の後になる理由	1 資金を借りるため抵当権設定を急ぐ必要があり登記を入居の後に遅らせることができない。 2 前住人が未転出であるため、登記までに入居できない。 3 本人または、家族の病気等やむを得ない事情により登記までに入居できない。 4 その他（ ）

※ なお、証明書の交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。